

JBN会員各位

一般社団法人JBN・全国工務店協会
防耐火委員会 委員長 青木哲也
執行役員 遠藤龍一

JBN準耐火建築物設計マニュアル講習会 開催のご案内

JBNではこの度、木板張りの外壁及び間仕切壁準耐火構造（45分・60分）の大臣認定を取得致しました。林野庁の平成27年委託事業、平成28年補助事業によって得られた成果の一つですが、これらを取りまとめた「JBN準耐火建築物設計マニュアル」を刊行いたしました。これをもとに、講習会で広く成果の普及を図ることとしております。

防耐火性能の確保のためには、仕様と理論の正しい理解とそれに基づく確実な施工が不可欠です。講習会では基礎理論、仕様と設計施工上の注意点の解説、事例等の紹介を行います。工務店の高い技術と地域材の活用を機会を広げ、安全で魅力ある建築と街並みづくりにご活用下さい。



セミナー概要

日時

平成29年 10月 31日（火） 14：30～17：00（14：00受付）

開催地

フクラシア東京ステーション A会議室（定員50名）
（東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル 6F）
※本講習会をDVD化し、今年度中に東北、大阪、愛知、福岡、中国・四国地方の5カ所で同じ内容の講習会を開催予定です。（DVD講習となります。）

講師

桜設計集団一級建築士事務所 代表 安井 昇
建築家で木造防火研究の第一人者。多数の防火実験に携わる。

申込方法

別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
※受付後、受講票をお送りさせていただきます。

受講料

JBN会員：1名3,000円、JBN非会員：1名10,000円
※受講料は、当日受付でお支払い下さい。
※非会員の方も聴講頂けますが、大臣認定書の利用資格者としては登録できません。

セミナー内容

- ・事業概要
- ・マニュアルの説明（木造防耐火設計の基礎、大臣認定仕様の解説、設計・施工の留意点）120分
- ・利用方法の説明 15分

注意事項

- ・講習会で解説する大臣認定書は、講習会受講者だけが利用できるものとしています。（DVD講習でも利用可能となります。）認定書で主構成材料として指定されている材料（柱、間柱、断熱材等）は、**JBN認定講習会を受講した品質管理者を置く「製材事業者」または「資材流通事業者」から納品されたものを利用しなければならない。お取引のある事業者様と必ずご一緒に受講下さい。**
- ・大臣認定書の内容は、JBNホームページ会員ページでご確認下さい。

【本件に係るお問い合わせ先】（一社）JBN・全国工務店協会 事務局 担当：島田
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
電話番号：03-5540-6678 FAX番号：03-5540-6679

東京会場

FAX : 03-5540-6679

平成29年10月24日(火)までにご返信ください

JBN準耐火建築物設計マニュアル講習会 参加申込書

貴社名

ご連絡 (TEL・FAX)

TEL

/FAX

会員区分

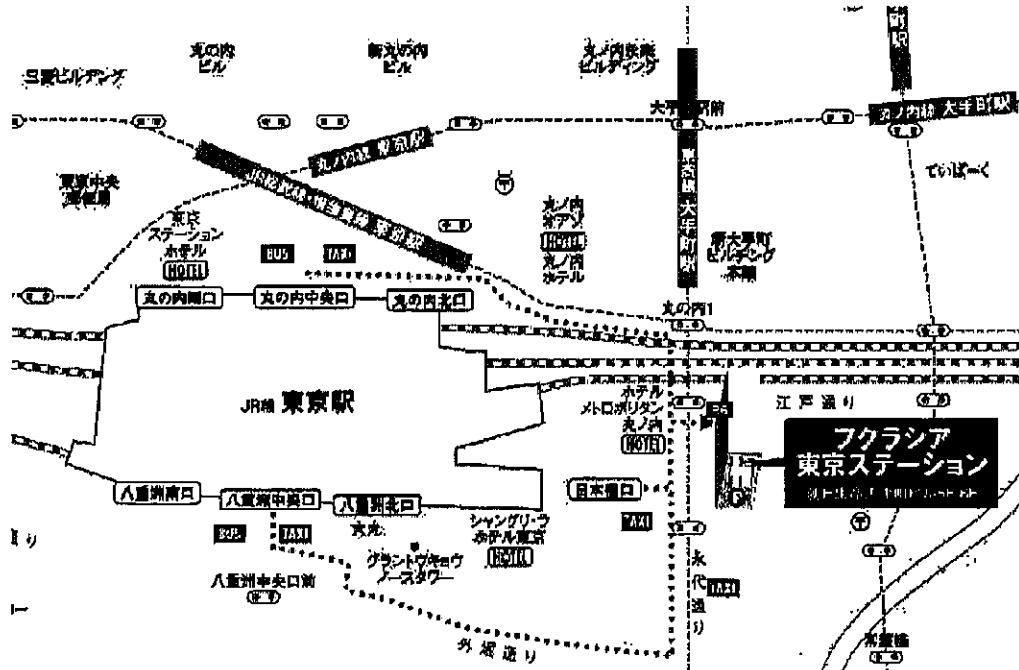
JBN会員 (会員番号) 非会員

参加者氏名

1		3	
2		4	

東京会場

平成29年10月31日(火) 14:30 ~ 17:00 (受付14:00~)



東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル 6F A会議室
羽田空港より電車で30分 / 羽田空港よりタクシーで20分

【個人情報の取り扱いについて】

- お客様よりご提供いただく個人情報は、セミナーの実施・運営（参加者の名簿作成データ管理）ならびに関連資料や情報提供の範囲内で利用し、お客様の同意なしにその他の目的には利用いたしません。
- お客様からご提供いただく個人情報は、法令の規定により提供を行う場合を除き、お客様の同意なしに第三者への開示・提供を行うことはありません。
- お客様よりご提供いただいた個人情報の開示・訂正・削除をご希望される場合は、お客様ご本人であることを確認の上で、遅滞なく対応させていただきます。

【本件に係る申込先】

一般社団法人JBN・全国工務店協会
事務局 (担当: 島田)
電話番号: 03-5540-6678
FAX番号: 03-5540-6679

木造軸組工法における木材を用いた外壁・間仕切壁の準耐火構造 JBN 仕様 利用の手引き

木造軸組工法における木材を用いた外壁・間仕切壁の準耐火構造 JBN 仕様（以下、本認定書）の利用にあたり、次の手続きを遵守します。

①利用資格の取得

・本認定書を利用する建築物に関わる「工事施工者※1」、「品質管理者※2」および「申請窓口担当者※3」は、利用資格（JBN が開催する「JBN 準耐火建築物設計マニュアル講習会等」を受講した利用資格者が所属すること）を有する会員であることを JBN 登録し、承認番号を取得していること。

※1 工事施工者は、「申請窓口担当者」を兼務することができる。

※2 認定書で指定されている材料の品質が担保されていることの確認を行うもの。←JBN 会員工務店の皆様必ず仕入れ先の木材事業者へ講習会参加していただくよう案内お願い致します。

※3 認定書（写し）発行申請書の提出を行い、設計・施工仕様の管理を行うもの。

②品質管理者の維持

・本認定書で主構成材料として指定されているものは、JBN 認定講習会を受講した品質管理者を置く「製材事業者※4」または「資材流通事業者※5」から納品されたものを利用すること。

※4、5 認定書で指定されている材料は、製材事業者、資材流通事業者のいずれかもしくは両方で品質を担保すること。
本認定書の利用については常に、品質管理者の設置を維持すること。

利用申請

・本認定書の利用を申請する場合は、「申請窓口担当者」が JBN 指定書式の「大臣認定書（写し）発行申請書※6」を JBN 事務局に提出すること。

※6 大臣認定書（写し）は、JBN より 1 契約工事ごとに有償発行する。

大臣認定の発行料金は、1 契約工事当たり JBN 会員：3,000 円（税込）とする。

③設計・施工チェックシートの利用

設計施工された建物が大臣認定書に適合していることを、「申請窓口担当者」が所定の設計・施工チェックシートによって確認すること。

⑤関係資料の提示

本認定書の利用に関して、本認定書並びに設計・施工チェックシートの利用、管理、報告、登録等の状況について、JBN からの求めがあった場合は速やかに報告すること。

以上

※追加の仕様

・講習会受講後に新たに追加された大臣認定を利用する場合、改めて講習会を受講すること。